

金沢市観光協会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市観光協会（以下「市協会」という。）が保有する資産（市協会のWEBページ、市協会が発行する印刷物等）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市協会資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市協会の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市協会のWEBページ、市協会が発行する印刷物その他広告媒体として活用できる資産で会長が定めるものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告の範囲)

第4条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報によるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張にあたるもの
- (5) 個人又は団体の意見広告に関するもの
- (6) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が広告掲載をすることが適当でないとするもの

3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、会長が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、枠数、募集方法、掲載料等は、当該広告媒体ごとに、会長が別に定める

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。